

(健保受付)

常務理事	事務長	係長	係員

介護保険 適用除外 不該当届

この「届」は、満40歳以上65歳未満の被保険者や被扶養者が次に該当する場合、速やか（該当月の月末迄）に提出してください。

- ① 海外から帰国して国内に住所を有したとき。
- ② (再雇用・転籍等で)健康保険の記号番号が変わったとき。
- ③ 身体障害者療養施設を退所したとき。
- ④ その他の理由で適用除外に該当しなくなったとき。

※この「届」の提出が遅れると介護保険料は遡及徴収・返還となる場合がありますのでご注意下さい。

◆ 満40～64歳以外の方は提出不要です。太枠内をボールペンでご記入ください。

提出日 平成 令和 年 月 日

被保険者	記号番号 -	従業員No.	被保険者 氏名
事業所名 (該当に○)	トヨタ紡織	(その他の事業所)	
所属	工場	部	室課 G
連絡先電話	()	内線	-
該当者氏名	氏名	続柄	性別 生年月日 男・女 昭和 平成 年 月 日
不該当理由 (該当に○)	1. 国内居住者になった(海外から帰国し、日本に住民登録をしたとき) 2. (再雇用・転籍等で)健康保険の記号番号が変わった 3. 適用除外施設(身体障害者療護施設)退所者 *適用除外施設への退所・退院証明を添付 4. その他()		
不該当年月日	平成 令和 年 月 日		

健保記入	除外期間	平成 令和 年 月 日 ~ 平成 令和 年 月 日
	保険料確認	1.介護2号国内居住者:無・有() 2.区分:2号・特被 3.保険料徴収:無・有 4.徴収の変更:無・有 5.告知月(月) 6.保険料遡及:無・有(給与 賞与)

個人情報の保護について : この情報は健康保険の事業のみに使用し、その他の目的には使用いたしません。

※該当理由が1.のとき必ず確認願います

上記の届出について相違いないことを証明します。 事業所所在地 名称 事業主の氏名	国外居住者の確認
	海外人事担当部署
	給与担当部署

☆ 提出経路 : 申請者 → 事業主・事業所担当者 (TBはトヨタパーソナルサポート(株)略称:TPSC 国内給与部) → 健保組合

※ 事業所の海外人事ご担当の方は海外赴任者に本制度について説明の上、該当者には届出書をお渡しく下さい。

☆ 問合せ先 : 適用・給付グループ 電話 (0566)26-0305 内線 811-3050

R6.12改